

四日市市告示第 527 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成30年 11月 9日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

整理番号	路線名	起 終 点	幅員(m)	延長(m)
1	松本94号線	松本六丁目640-2 松本六丁目637-5	6.0~10.3	41.5
2	松本95号線	松本六丁目640-2 松本六丁目644-2	6.0~13.2	24.3
3	泊22号線	大字泊村字囲井ヶ腰980-97 大字泊村字囲井ヶ腰980-19	5.0~7.9	28.5
4	小古曾東31号線	小古曾東二丁目182-1 小古曾東二丁目182-8	6.2~9.7	46.8
5	河原田129号線	河原田町字里岸262-3 河原田町字里岸261-7	6.0~11.8	41.0
6	河原田130号線	河原田町字里岸333-1 河原田町字里岸333-2	6.0~11.8	23.8
7	河原田131号線	河原田町字藤市959-8 河原田町字藤市959-11	6.0~13.0	46.8